

IV 給付に関すること

Q4 働きながら年金を受給する場合(在職年金)の年金の支給調整のしくみを教えてください

A4 年金の支給開始年齢到達後に在職している方(厚生年金保険の被保険者)は、年金額と賃金*1の合計が一定額を超えた場合、年金額の支給調整が行われます。

■60歳代前半(60~64歳)の在職者の支給調整

60歳代前半の方は、国から60歳代前半の老齢厚生年金が、当基金からは基本年金が支給され、年金額と賃金*1の合計額が28万円を超えると支給調整されていましたが、令和4年4月からは、この28万円が47万円に引き上げられました。

60歳代前半の支給停止額の計算方法

年金月額と賃金の合計額	支給停止額
年金月額と賃金の合計額が47万円超	(賃金+年金月額-47万円) × 1/2

※支給停止は国の年金から先に行います。支給停止額が国の老齢厚生年金を超えた場合には、当基金の年金も支給調整が行われます。

※高年齢雇用継続給付金を受給する場合は、その金額も含めて支給調整の対象になります。

*1 標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額を12で割って得た額との合計額

Q&A



Q 60歳以降も在職しており、支給停止になると言われました。今は請求せずに年金がもらえるときに請求しようと考えています。



A 受給開始年齢に到達したら、全額が支給停止の対象となる場合でも請求手続きは必要です。年金の支給は請求手続きを行ってから3カ月程度かかります。先に手続きを行うことで、報酬が下がった場合や退職された場合等に自動的に支払い手続きができます。

IV 給付に関すること

Q4 働きながら年金を受給する場合(在職年金)の年金の支給調整のしくみを教えてください

A4

■65歳以上の在職者の支給調整

65歳以上の方は国からは老齢厚生年金と老齢基礎年金が、当基金からは基本年金と加算年金が支給されます。支給調整の対象となるのは、国の老齢厚生年金と当基金の基本年金のうち代行部分で、年金月額と賃金*の合計が47万円を超えると支給調整されます。

※支給停止は国の年金から先に行います。支給停止額が国の老齢厚生年金を超えた場合には、当基金の年金も支給調整が行われます。

*標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額を12で割って得た額との合計額

65歳以上の支給停止額の計算方法

年金月額と賃金の合計額	支給停止額
年金月額と賃金の合計額が47万円超	$(賃金 + 年金月額 - 47万円) \times 1/2$

New

令和4年4月から在職定時改定が導入されました

従来は、老齢厚生年金を受けながら65歳以降も勤務している場合、退職時または70歳到達時に65歳以降の被保険者期間を加えて老齢厚生年金の額が改定されていきました。令和4年4月からは、在職中であっても毎年1回(10月分から)年金額が改定され、それまでに納めた保険料が早期に年金額に反映されます。